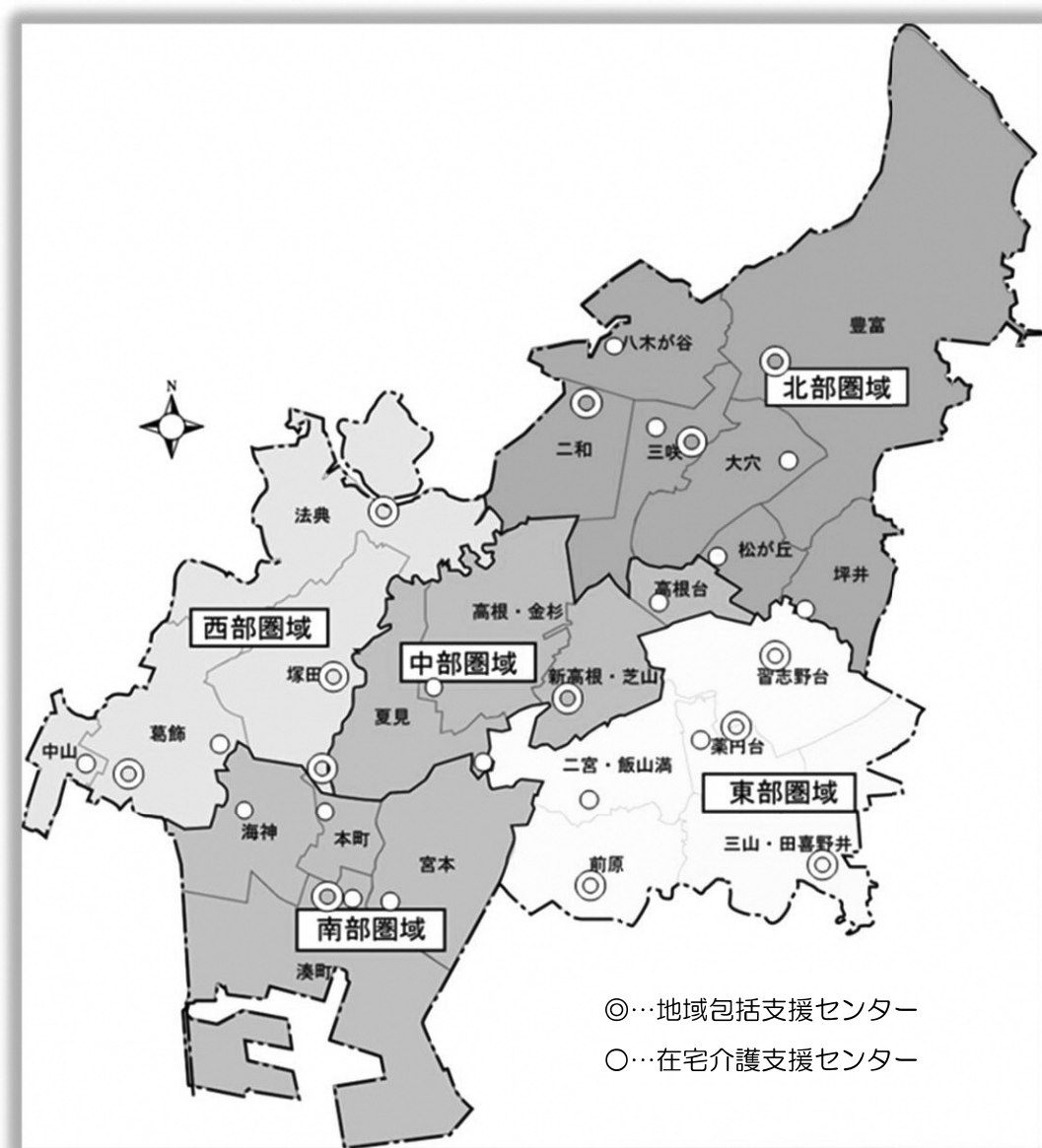


船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

いきいき安心プラン (素案)

〈概要版〉



令和2年12月

船橋市

高齢者を取り巻く状況 ～ 今後の動向 ～

1 総人口・高齢者人口の将来推計

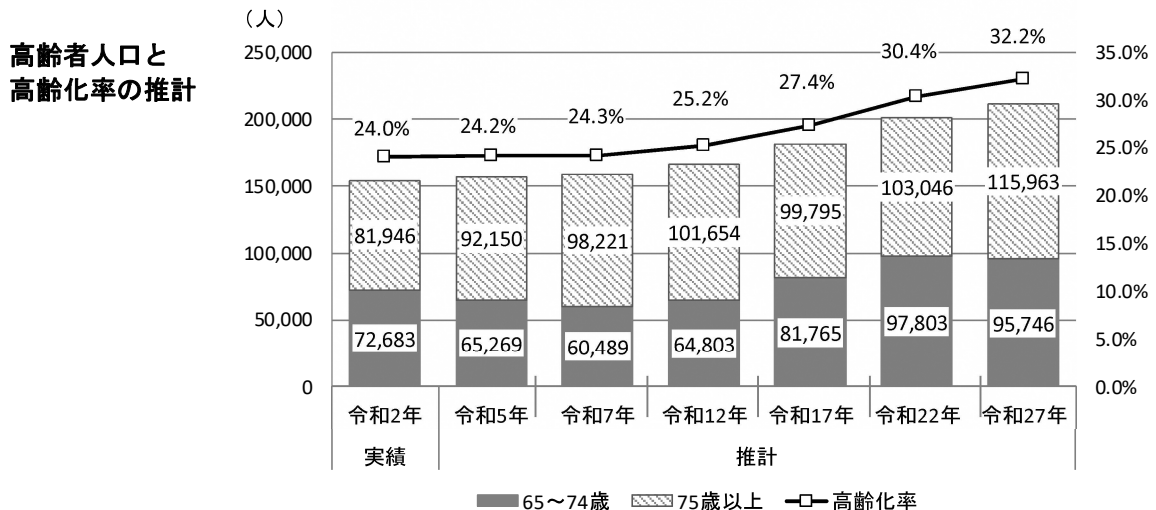
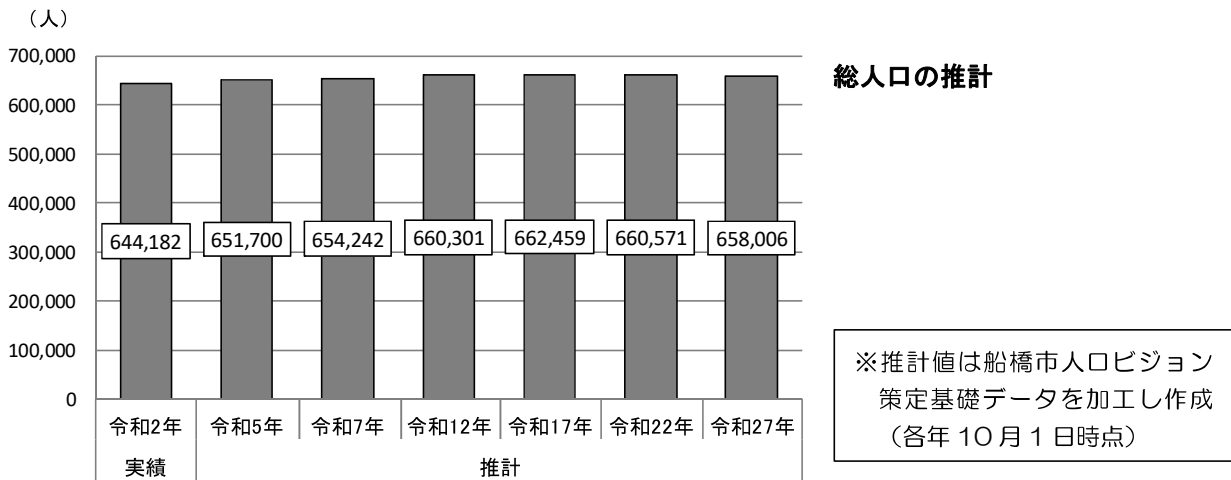
本市は、平成 15 年には中核市へ移行し、令和 2 年度では人口 644,182 人を擁する都市へと発展してきました。

総人口は、今後も緩やかな増加傾向で推移し、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年には 654,242 人、令和 17 年には 662,459 人にまで増加し、その後減少傾向に転ずるものと推計されます。

一方、高齢者人口は、昭和 30 年代からの人口急増期に市域に移り住んだ方々が高齢期に達してきていることもあり、急速に増加しており、令和 7 年には 158,710 人、令和 22 年には 200,849 人と、20 万人台になると推計されます。

また、団塊の世代が高齢期を迎えたため、高齢者人口は総人口の伸びを上回るペースで増加し、75 歳以上の高齢者人口は令和 22 年には 103,046 人と、10 万人台になると推計されます。

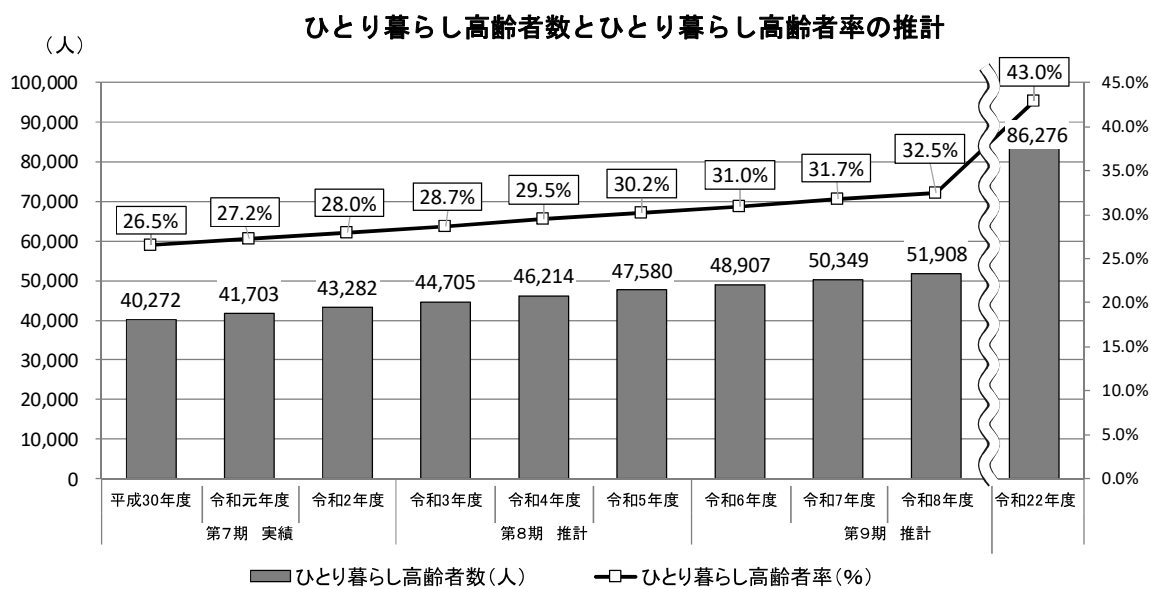
高齢化率でみると、令和 2 年の 24.0%から令和 22 年には 30.4%にまで上昇することが推計されます。



2 ひとり暮らし高齢者数と認知症高齢者数の将来推計

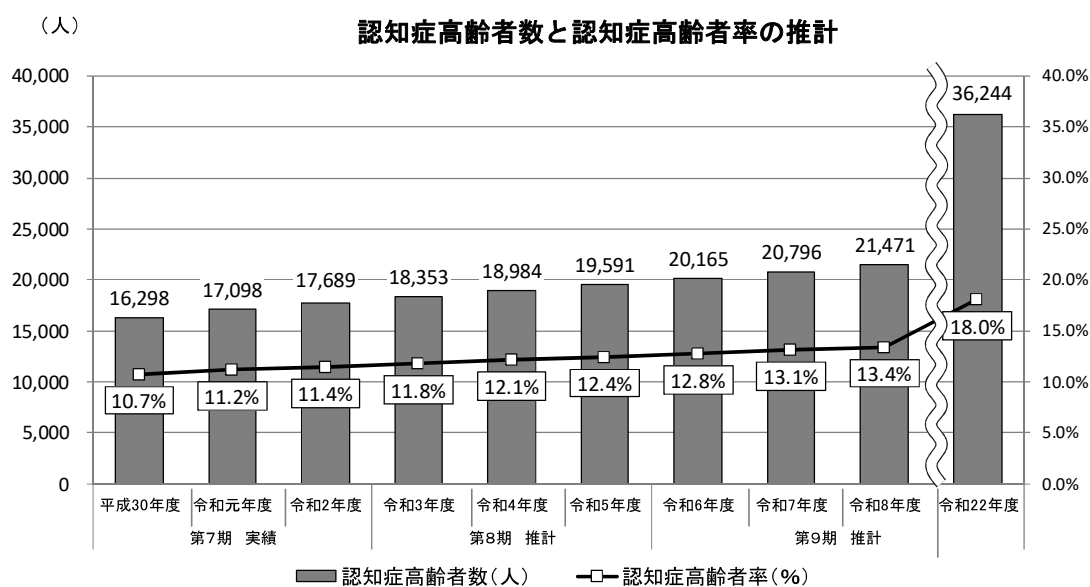
(1) ひとり暮らし高齢者数

ひとり暮らし高齢者数については、高齢者人口の増加や核家族化の進行等により、令和 2 年度の 43,282 人から令和 7 年度には 50,349 人にまで増加するものと見込んでいます。



(2) 認知症高齢者数

認知症高齢者数については、高齢者人口や要介護認定者数の増加に伴い、令和 2 年度の 17,689 人から令和 7 年度には 20,796 人にまで増加するものと見込んでいます。



3 要支援・要介護者の推移と見込み

要支援・要介護度別の認定者数の推移と今後の見込みについては、次のとおりです。認定者に占める要介護者（要介護 1～5）の比率は、令和 2 年度の 73.1%から本計画期間においては 73.1%から 73.3%の水準でやや増加傾向にあります。一方、要支援者（要支援 1～2）の比率は令和 2 年度の 26.9%から本計画期間において 26.9%から 26.7%とやや減少傾向にあります。

	第7期実績			第8期計画			令和 7 年度	令和 22 年度
	実績		見込	計画				
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
認定者数 計	人 27,162	人 28,235	人 28,419	人 29,524	人 30,862	人 32,083	人 34,169	人 42,039
認定者内訳								
要支援1	人 3,559	人 3,637	人 3,431	人 3,533	人 3,667	人 3,782	人 3,975	人 4,620
要支援2	人 3,957	人 4,162	人 4,201	人 4,410	人 4,612	人 4,785	人 5,038	人 5,883
要介護1	人 5,749	人 5,911	人 5,812	人 6,048	人 6,417	人 6,719	人 7,122	人 8,532
要介護2	人 4,861	人 5,097	人 5,280	人 5,513	人 5,764	人 5,986	人 6,389	人 7,983
要介護3	人 3,682	人 3,781	人 3,920	人 4,008	人 4,166	人 4,299	人 4,608	人 5,884
要介護4	人 2,983	人 3,146	人 3,275	人 3,404	人 3,540	人 3,722	人 4,034	人 5,241
要介護5	人 2,371	人 2,501	人 2,500	人 2,608	人 2,696	人 2,790	人 3,003	人 3,896
認定者構造								
要支援	% 27.7	% 27.6	% 26.9	% 26.9	% 26.8	% 26.7	% 26.4	% 25.0
要介護	% 72.3	% 72.4	% 73.1	% 73.1	% 73.2	% 73.3	% 73.6	% 75.0

第8期計画（令和3年度～令和5年度）に向けて

1 ビジョン・基本方針

超高齢社会の到来とともに、医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、世帯構成ではひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯も急増しています。今後、特に団塊の世代が75歳以上になる令和7年以降、その流れはさらに強まっていくと考えられます。

令和元年度に実施した高齢者生活実態調査結果では、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるために必要なサービスとして、「介護をしている家族等への支援」や「24時間対応の在宅医療・訪問介護看護サービスの充実」、「高齢者向け施設の充実」、「介護予防サービスの確保」等が上位に挙げられており、地域包括ケアシステムを構築する「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」の5分野においてサービスが一体的に提供されることが求められています。

本市では平成24年度より、「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあい都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンとし、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）までに、地域包括ケアシステムを構築するために、各施策を推進してまいりました。

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画においても、ビジョンを達成し、かつ、継続させるため5つの基本方針により、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、より充実した高齢者施策の推進を図ります。

【船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン】

すべての高齢者が、自分らしく
それぞれの生きがいを持ち、
住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

地域包括ケアシステムの構築
健やかで、安心して暮らし続けられる 船橋を目指して

2 施策の体系

本計画の目指す高齢者保健福祉・介護ビジョンを実現するための施策体系は次のとおりです。

ビジョン	基本方針	施策群
地域包括ケアシステムの構築 <small>健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して</small>	1. 住まい 住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備	住宅の質の向上 多様な住まいの確保 居住の支援の充実
	2. 予防 介護予防の推進で ”健康寿命日本一のまち”	活動の場の提供 健康づくりへの支援 介護予防の推進
	3. 生活支援 助け合い活動などの支援体制づくりの推進	生活支援サービスの提供 移動支援 地域での支え合い体制の確立
	4. 介護 いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立	介護サービスの量の確保 介護サービスの質の確保 多様なサービスの提供 地域包括支援センターの機能強化 認知症対策の推進 介護サービスの円滑な利用
	5. 医療 医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立	在宅医療の推進 地域医療連携の推進 看護職の確保 地域リハビリテーションの推進 歯科口腔保健の推進

3 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン達成・継続のための 5つの基本方針&主な事業

基本方針1 住まい

住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

すべての高齢者が安全に安心して暮らせるまちとは、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちといえます。

安心して生活できる住環境を整備していくために、バリアフリー化された住宅（高齢者の生活に支障のない住宅）の促進等、高齢者が暮らす住宅の改修に加え、市営住宅の優先入居の制度を活用して、住宅の確保に配慮が必要な高齢者が入居しやすくなる取り組みも引き続き行います。

また、高齢者が地域でいつまでも安心して暮らせるような居住支援体制を構築するため、平成29年5月に船橋市居住支援協議会を設置し、同年7月より住まい探し等の相談窓口として「住みいるサポート船橋」を開設しています。

【主な重点項目事業】

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 住宅の質の向上					
★自立支援のための 住宅のバリアフリー 化等の支援	住宅バリアフリー化等 支援事業助成件数	200件	200件	200件	住宅政策課
★分譲マンションの共 用部分のバリアフリ ー化等の支援	分譲マンション共用部 分バリアフリー化等 支援事業助成件数	10件	10件	10件	住宅政策課
<施策群> 居住の支援の充実					
★居住支援サービス の向上	「住みいるサポート 船橋」による賃貸物件 成約件数	40件	60件	60件	住宅政策課 地域包括ケア 推進課

基本方針2 予防

介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

今後一層の増加が見込まれるひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活を続けていくには、一人ひとりが疾病予防・介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自らが健康づくりに取り組むことができるよう普及啓発を図ることや、社会活動への参加の促進による介護予防を進めていくことが求められます。

要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防を推進し、高齢者が生き生きと健やかに過ごしていくために、地域一体となって介護予防や健康づくりに対する取り組みを自主的かつ日常的な取り組みとして実践し、定着するよう周知活動を行います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を展開し、高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会や体制を構築していきます。

【主な重点項目事業】

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 活動の場の提供					
★ふなばしシルバーリハビリ体操の推進	シルバーリハビリ体操指導士養成講座開催数	6回	6回	6回	健康づくり課
	シルバーリハビリ体操指導士養成数	180人	180人	180人	
	シルバーリハビリ体操延指導士数	910人	1,090人	1,270人	
	シルバーリハビリ体操延上級指導士数	10人	15人	15人	
	シルバーリハビリ体操指導士により開催される延体操教室数	115か所	135か所	155か所	
<施策群> 介護予防の推進					
★介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進	検討会議事例数	144事例	144事例	144事例	包括支援課

基本方針3 生活支援

助け合い活動などの支援体制づくりの推進

国が検討している地域包括ケアシステムのあり方においては、自助を基本としながら共助・互助、公助の順で取り組んでいくことの必要性が示されています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助、共助・互助、公助の視点から、市民・地域・行政による連携と協働が不可欠です。

そこで、友人や近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組み等、隣近所の助け合いの関係が周りに広がり、民間の力を借りて様々なサービスと連携及び協力して地域を支えるような仕組みの充実を図ります。

平成30年度に市内24地区コミュニティ全てに生活支援コーディネーターの配置が完了しました。今後生活支援コーディネーターを活用し、助け合い活動などの支援体制の強化に努めます。

介護保険以外のサービスとして、高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう、様々な生活支援サービスの提供体制の整備に取り組みます。

また、高齢者が生きがいを持って、地域の中や地域を越えて様々な活動をしていくためには、安心して外出でき、安全で快適に行動できるよう、公共交通機関等による移動手段が確保されていることと高齢者が移動しやすい環境が整えられることが必要であるため、交通が不便な地域にお住まいの方や高齢者の移動手段を確保・充実することに加え、近隣に買い物をする場所がない地域には、移動販売サービスを提供し、住みやすい環境を整備します。

【主な重点項目事業】

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 生活支援サービスの提供					
★買い物弱者対策	移動販売事業の累計 延べ利用者数	13,000人	14,000人	15,000人	商工振興課
★生活・介護支援サ ポーター事業	サポーター登録人数	360人	360人	360人	高齢者福祉課
	利用登録者数(高齢 者宅)	589人	617人	641人	
<施策群> 移動支援					
★高齢者支援協力 バスの活用	利用登録者数	7,350人	7,450人	7,700人	道路計画課
	延利用者数	23,500人	24,000人	24,000人	

基本方針4 介護

いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護保険サービスにおいては、質と量の確保等に努めるとともに、介護保険制度の円滑な利用を促し、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、事業者情報の提供等に努めます。

また、病気を抱えても24時間365日を通じて必要なサービスを利用できれば住み慣れた地域での生活を継続することができます。そのために安心・安全な生活を営む上で必要となる、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備に取り組みます。

加えて、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。各日常生活圏域において地域包括支援センター等が地域ケア会議を円滑に運営することで、地域の課題を把握し、地域住民へ適切なサービスを提供できる体制を整えます。生活支援サービスにおいては、地域での支え合いやボランティア、NPO等様々なサービス主体が一体となることで、サービスが必要とされる高齢者の方へ提供できるよう地域ケア会議を推進し、体制づくりを進めます。

さらに、在宅ケア（在宅介護）を進めていくために、介護保険サービスや生活支援サービスを提供するとともに、介護をしている家族の介護負担の軽減を行う必要があります。今後、高齢者世帯の増加を踏まえ、より一層の介護者への支援を図ります。

令和7年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となり、認知症高齢者や要介護（要支援）認定者等、何らかの支援や介護を必要とする高齢者も増加することが見込まれるため、地域での見守りと支え合い、そして、関係機関の連携による認知症対策の推進を図ります。また、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるまちになるために、関係機関と連携しサービスの充実を図ります。

【主な重点項目事業】

施策名	指標	年度			担当課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
<施策群> 介護サービスの質の確保					
★介護人材の確保	新規就業者数	100人	100人	100人	介護保険課
<施策群> 認知症対策の推進					
★認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置	認知症初期集中支援チーム	5チーム	5チーム	5チーム	包括支援課
	認知症地域支援推進員	直営センター 15名 委託センター 8名	直営センター 15名 委託センター 9名	直営センター 15名 委託センター 9名	

基本方針5 医療

医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

「地域包括ケアシステム」の構築のためには、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう限られた医療・介護資源を有効的に活用し、必要なサービスを継続的かつ一体的に受けられることが必要不可欠となります。

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する一方で、病院・施設を増やすことは困難であることから、在宅療養者が増えることが予想されます。そうした状況に対応するためには、在宅医療を担当できる医師等の人材の確保が重要となるため、在宅医等養成研修を検討していきます。

リハビリテーションについては、高齢者の身体の機能が低下したときに、その機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるため、サービスの充実を図ります。また、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指す観点も踏まえ、計画的に提供できる体制の構築を目指します。

本市では、医療・介護関係団体及び行政により構成された船橋在宅医療ひまわりネットワークにて、医療・介護その他の在宅医療に関係する方々の緊密な連携協力体制の整備や医療・介護人材の知識・技術の向上のための様々な研修を実施しています。

また、保健福祉センター内にある在宅医療支援拠点ふなぽーとにて、在宅医療に関する市民や医療・介護関係者からの相談に応じています。

【主な重点項目事業】

施策名	指標	年度			担当課
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
<施策群> 在宅医療の推進					
★在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）	スタートアップ研修開催回数	3回	3回	3回	地域包括ケア推進課
	実践研修開催回数	2回	2回	2回	
	アドバンス研修開催回数	1回	1回	1回	
<施策群> 地域医療連携の推進					
★かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進	かかりつけ医を持つ65歳以上の市民の割合	60.8%	61.6%	62.3%	健康政策課
	かかりつけ歯科医を持つ65歳以上の市民の割合	80.0%	80.0%	80.0%	
	かかりつけ薬剤師・薬局を持つ65歳以上の市民の割合	62.7%	63.5%	64.2%	

4 地域包括支援センターの整備方針について

(1) センター整備の考え方

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々な相談に対応する総合相談窓口で、地域包括ケアシステムを実現する上で、中心的な役割を果たすことが求められています。支援体制の強化や相談者の利便性向上などを図るため、介護保険事業計画に整備方針を明記した上で、計画的な整備を行います。

(2) これまでの経緯

第3期計画「直営5か所」

地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域とを一致させ、平成18年4月に5つの日常生活圏域ごとに1か所ずつ直営で設置しました。

- ◎…地域包括支援センター
- …在宅介護支援センター

第4期計画「直営5か所+委託3か所」

平成23年4月に、担当地区の高齢者人口、面積及び直営センターの設置場所等を考慮して「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、それぞれ民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。

第5期計画「直営5か所+委託4か所」

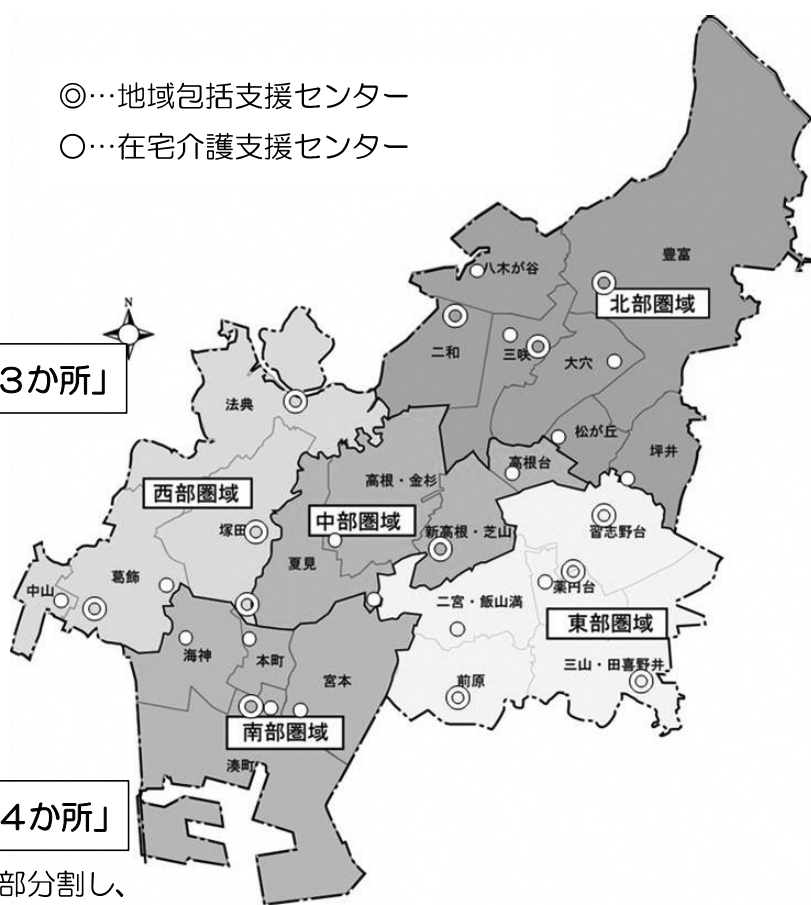
平成25年4月に、中部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

第6期計画「直営5か所+委託5か所」

平成28年4月に、東部圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所設置しました。

第7期計画「直営5か所+委託8か所」

平成31年4月に、「東部」「西部」「北部」の圏域を一部分割し、民間事業者への委託により新たに1か所ずつ設置しました。



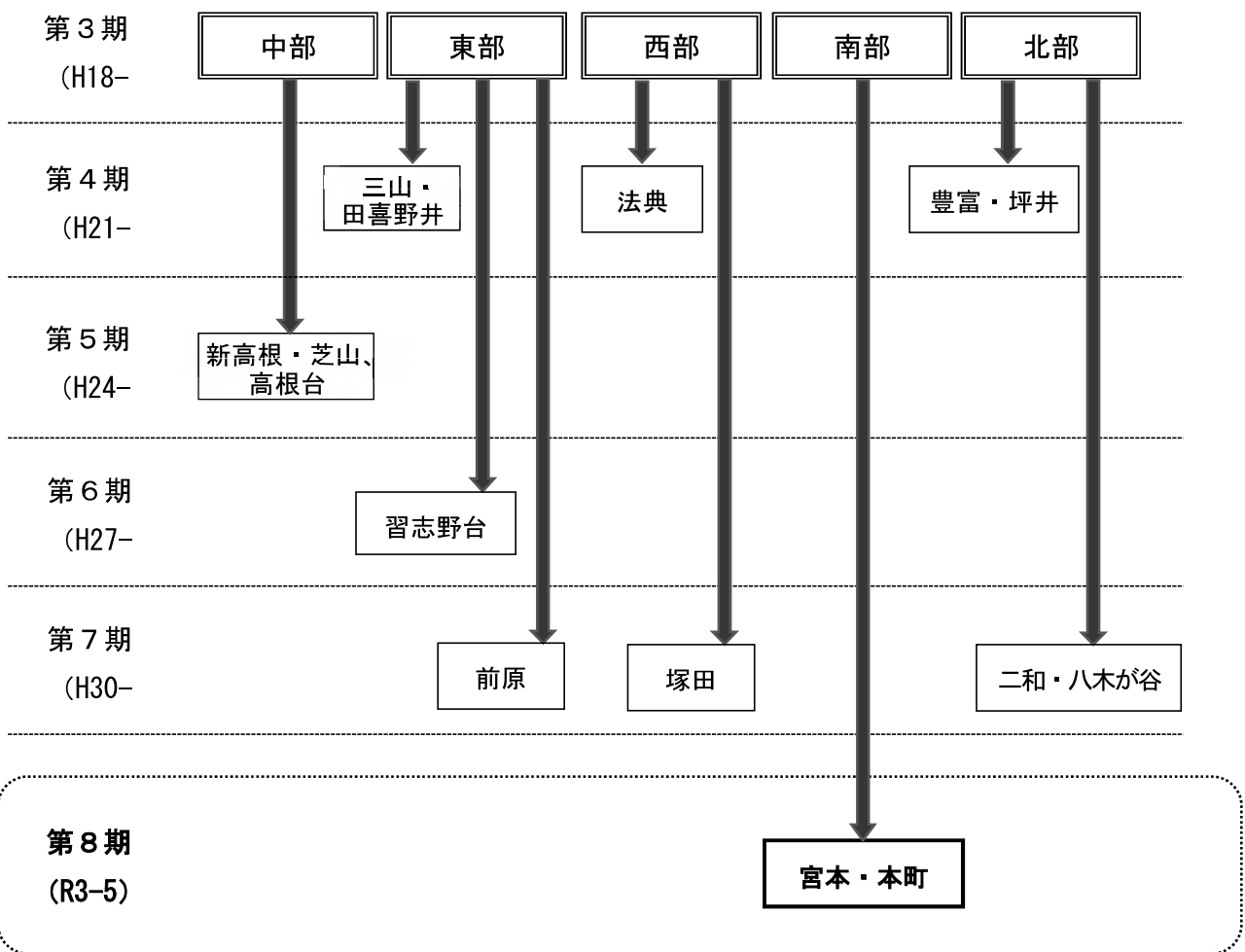
(3) 第8期計画による整備「直営5か所＋委託9か所」

南部圏域は、1か所の直営地域包括支援センターが設置されていますが、担当する高齢者人口が他のセンターに比べ突出して多く、センターの適正規模の観点から、担当圏域の一部を分割する必要があります。

同センターの担当圏域の内、「宮本」地区が概ね8千人の高齢者人口を有しており、かつ将来的には1万人を超えることが想定されており、同地区に隣接する「本町」地区の高齢者人口を含めると、概ね1万人の規模となります。

以上を踏まえ、センターの規模の適正化、相談支援体制の強化及び市民の利便性の向上を図る観点から、南部圏域の内、「宮本」及び「本町」地区を分割し、分割先を民間事業者へ委託します。

令和3年度に受託法人の選定を行い、開設は令和4年4月を予定しています。



※直営5、委託9の14センター体制となります。

5 施設等基盤整備に関する基本的考え方

(1) 施設整備の考え方

第8期介護保険事業計画では、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域、居宅での生活が継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅での介護が難しい重度の要介護者など、高齢者それぞれの状態に応じた多様なニーズに対応するため、第7期計画における実績や要介護認定者の増加数などを踏まえ、施設整備を進めます。

(2) 施設等整備計画数の設定

① 整備計画数

施設別の整備の考え方を踏まえ、整備計画数については次のように設定します。

【介護保険施設及び居住系サービス整備計画数】

(単位：床)

	第7期末 整備済 予定数	第8期整備計画数				計	第8期末 整備済 予定数
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度			
介護老人福祉施設 (広域型)	2,476	0	190	0	190	2,666	
介護老人福祉施設 (地域密着型)	78	0	0	0	0	78	
介護老人保健施設	1,515	0	0	0	0	1,515	
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	
介護医療院	0	0	0	0	0	0	
小計	4,069	0	190	0	190	4,259	
認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	872	0	0	54	54	926	
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	70	0	0	0	0	70	
特定施設入居者生活介護 (地域密着型)	87	0	0	0	0	87	
小計	1,029	0	0	54	54	1,083	
合計	5,098	0	190	54	244	5,342	
特定施設入居者生活介護 (混合型)	1,070	0	0	30	30	1,100	
総合計	6,168	0	190	84	274	6,442	

② 施設別の整備の考え方

[介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅における重度要介護者の入所待機の減少を図り、施設入所の必要性が高い高齢者が入所できるように整備を進めます。

なお、地域密着型介護老人福祉施設（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）については、広域型介護老人福祉施設を整備することから、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[介護老人保健施設]

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。本計画期間では、既存の施設での対応が見込めるため、整備数は見込まないものとします。

[介護療養型医療施設]

介護療養型医療施設は、国において、平成 24 年度以降は新設を認めないとしていることから、新たな整備は行わないものとします。なお、現在本市に介護療養型医療施設はなく、市外施設を利用している方がいるのみとなっています。

[介護医療院]

介護医療院は、平成 30 年 4 月に新たに創設されたサービス類型です。医療療養病床等から介護医療院に転換する分は、計画数に含まないことになっているため、本計画期間では整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型共同生活介護]

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、住み慣れた地域の中で継続的な生活を送ることができるようにすることを目的とした地域密着型サービスに位置付けられ、認知症高齢者支援の一環として重要なものであることから整備を進めます。

[特定施設(混合型)]

要介護度の低い高齢者の中にも施設介護を希望する方がいる現状を踏まえ、高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいの一つとして特定施設の整備を進めます。

③ 施設・居住系以外の地域密着型サービス整備計画数

(※整備数は目標値であり、それ以上の整備を制限するものではありません。)

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護](第7期末整備済予定数 7事業所)

重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるためには、今後介護サービスと看護サービスを包括的・継続的に提供できるような体制を整える必要があります。

現在、市内全域でサービスを提供することが可能となっておりますが、随時の通報に迅速に対応するためには、事業所が近距離にあることが望ましいことから、令和5年度までに、1事業所の整備数を設定します。

[夜間対応型訪問介護](第7期末整備済予定数 0事業所)

夜間対応型訪問介護サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備計画に重点を置くことから、本計画期間においては整備数を見込まないものとします。

[認知症対応型通所介護](第7期末整備済予定数 7事業所)

認知症対応型通所介護は、認知症の方やその家族の在宅生活を支えるために今後も事業整備を推進します。令和5年度までに1事業所の整備数を設定します。

[小規模多機能型居宅介護](第7期末整備済予定数 11事業所)

小規模多機能型居宅介護は、訪問・通い・泊りを組み合わせ柔軟性のあるサービスを包括的に供給することにより、在宅要介護者の居宅生活を支えるものであることから、今後も事業整備を推進します。令和5年度までに1事業所の整備数を設定します。

[看護小規模多機能型居宅介護](第7期末整備済予定数 2事業所)

医療ニーズの高い在宅要介護者に、看護サービスと介護サービスを組み合わせ、より利用者ニーズに対応したサービスを提供できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護については、令和5年度までに1事業所の整備数を設定します。

[地域密着型通所介護](第7期末整備済予定数 86事業所)

介護保険制度の改正により、平成28年4月1日より、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに位置づけられ、地域密着型通所介護となりました。

市内に86事業所が整備済であることから、本計画期間においては整備数は見込まないものとします。

6 介護人材確保対策に関する基本的考え方

(1) 現状及び背景

平成30年に厚生労働省が示した「2025年（令和7年）に向けた介護人材にかかる需給推計」によれば、令和7年には約245万人の介護人材が必要とされています。一方で、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少局面に入っている中、現状の施策を継続した場合、供給側である同年の介護人材は約211万人と推計され、その需給ギャップは約34万人と見込まれており、千葉県においては約2万8千人と見込まれています。そして、本市において「令和2年度船橋市介護人材実態調査」によると、約64%の介護保険サービス事業所が人材不足を感じております。

更には医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみ世帯の増加等に伴い、介護ニーズの高度化・多様化に対応できるよう、介護人材の質的向上が求められているところでもあります。

こうした中、団塊の世代が75歳を迎える令和7年に向けて、地域包括ケアシステムを構築するためには、重要な基盤である介護人材について、量・質ともに確保していくことが喫緊の課題となっております。

(2) 基本的考え方

今後、本市及び介護事業者が取り組んでいく様々な介護人材確保策を一過性のものとすることなく、その効果を維持・向上させることで、持続的な介護人材確保のサイクルを確立し、量と質の好循環を実現させることを目的とします。

介護人材確保の推進に当たっては、次の2つの側面に配慮した施策を同時に展開することで、より効果的な介護人材確保のサイクルの確立を目指します。

(2)－1 介護人材不足に対応するために、量的確保を図る

⇒推進する取り組み：参入促進、労働環境の改善

(2)－2 介護ニーズの高度化・多様化に対応するために、質的確保を図る

⇒推進する取り組み：資質の向上、業務の効率化と質の向上

(3) 具体的な取り組み

本市では、「①参入促進」、「②労働環境の改善」、「③資質の向上」、「④業務の効率化と質の向上」の4つの推進する取り組みに対し、以下の事業を実施します。

また、船橋市介護人材確保対策懇談会を設置し、介護事業者との意見交換を行い、既存の事業にとどまらない効率的で効果的な事業の推進に努めてまいります。

取り組み1 合同就職説明会の開催(①参入促進)

事業者と連携、協力し合同就職説明会を開催。

取り組み2 介護職員初任者研修に係る費用助成(①参入促進)

3か月以上市内の介護保険サービス事業所で就労した方に対し、研修費用を助成。

取り組み3 実務者研修に係る費用助成(③資質の向上)

3か月以上市内の介護保険サービス事業所で就労した方に対し、研修費用を助成。

取り組み4 EPAによる外国人介護福祉士候補者の受入れ支援(①参入促進)

フィリピン、インドネシア及びベトナムよりEPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者の受入れを行う事業者に対し、初期費用の一部を助成。

取り組み5 外国人介護人材の受入れに関する支援事業(①参入促進)

外国人介護人材の受入れを検討している事業者に対し、その導入が円滑に進むような支援事業の検討を行う。

取り組み6 介護職員宿舍借り上げ費用の支援(①参入促進、②労働環境の改善)

事業者が、市内に借り上げた宿舎に、介護職員または訪問介護員を新たに雇用し住ませた場合に、宿舎の借り上げに係る費用の一部を助成。

取り組み7 介護に関する入門的研修の実施(①参入促進、④業務の効率化と質の向上)

介護に関心を持つ介護未経験者の方に対し、介護の業務に携わる上での基礎的な知識や技術を学ぶための入門的研修を実施し、介護助手等としての就業を促進。

取り組み8 介護事業所内保育施設の運営費に係る補助(②労働環境の改善)

事業所内保育施設（定員5人以下）を運営する事業者に対し、保育士等の人件費の一部を助成。

取り組み9 介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入支援(④業務の効率化と質の向上)

介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICT 導入の際の費用を助成。

7 船橋市における介護保険財政と第8期の介護保険料

(1) 総給付費見込額

令和3年度から令和5年度までの3年間及び令和7年度、令和22年度は、下表の金額となる見込みです。

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計 (第8期期間)	令和 7年度	令和 22年度
総給付費	38,706,835	40,223,164	41,627,842	120,557,841	47,326,992	59,907,658

※この他に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料、市町村特別給付、地域支援事業等を加えた額を基礎として、介護報酬等が確定後、最終的な推計を行います。

(2) 第1号被保険者の負担割合

標準給付費見込額のうち第1号被保険者の負担分(23%)、地域支援事業費のうち第1号被保険者の負担分(23%)と調整交付金が5%に満たない分(1.56%)となります。

(3) 保険料基準額(弾力化後・月額)

予定保険料収納率、市の保険料段階設定に応じた所得段階別加入割合補正後の被保険者数を反映し、保険料の基準額を算定します。所得段階別加入割合補正後の被保険者数とは、所得段階別加入人数を、各所得段階別の負担割合で補正したものです。なお、次期計画においても保険料段階は今期計画と同様に16段階とします。

令和3年～5年までの保険料基準額

保険料基準額(弾力化後・月額)(円)	月額 5,000円後半
--------------------	-------------

※第7期保険料基準額 月額 5,300円

令和7年度及び令和22年度の保険料基準額

令和7年度 保険料基準額(弾力化後・月額)(円)	月額 6,000円前半
令和22年度 保険料基準額(弾力化後・月額)(円)	月額 7,000円後半

※(1)から(3)の上記の数値については、現段階での推計値となっています。

船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)
いきいき安心プラン(素案)
〈概要版〉

発行日：令和2年(2020年)12月

発行：船橋市

編集：健康福祉局健康・高齢部介護保険課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-3306 FAX 047-436-3307